

Title	続・跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料(明治十年)
Sub Title	Historical Documents of the Tatsuzo Atobe Plot of Insurrection
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.12 (1983. 12) ,p.68- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831228-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

続・跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料（明治十年）

手塚 豊

解題

本誌本年十月号に、私は「跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料」を發表した⁽¹⁾。跡部事件は、明治十年の西南戦争の際、秋田県において西郷軍に呼応して決起せんとした跡部達蔵の一派が、未逐のまま自首し、弘前裁判所において、同年七月二十日、処断された事件である⁽²⁾。

この事件については、これまで秋田地方の郷土史研究において、史料の発掘もほとんどなく⁽³⁾、したがってそれに関する独立の研究論文も、私の知る限り、まだ現われていない。私は、その空白を多少とも埋めるため、国立公文書館所蔵の「公文録」および「府県史料」の中から、跡部事件関係の史料を抽出して、発表、紹介したのである。それは主として裁判関係史料であつた。本稿は、その続報である。

前稿において、私は国立公文書館蔵「公文録」中の「秋田県土族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀伺」と題する文書の中に、秋田県警察における各被告の口供書と、弘前裁判所における各被告の口供書が存在することを指摘した⁽⁴⁾。そして、両者の内容は、「主要な点ではほとんど同様」であるため、後者の内容のみを紹介し、前者は省略したのである⁽⁵⁾。

しかし、この警察における各被告の口供書の中には、裁判所における口供書には全く存在しない各被告の旧藩時代の身分を示すような記載が少々みられる。若干の人については、家族状況の記事もある。但し佐々木政五郎、福川鉄三郎については、その種の記載を全く欠く⁽⁶⁾。

そのような記事は、跡部事件関係者の身分状況を示す貴重な史料であるといつていい。ここに前稿につづいて、それを紹介する所以

である。

それによると、事件関係者の大半は、主謀者の跡部をのぞき、旧秋田藩の下級士族であつたことがよくわかる。

さらにまた、前稿発表後、私は跡部事件を報道した当時の新聞記事もあらたに若干披見することを得たので、それらも併せてここに紹介する次第である。これらの新聞記事の中には、十年六月十九日・愛知新聞の報道のごとく、秋田県巡査が、一党の集会場所の縁の下にひそんで、情報を蒐めたこと、あるいは、密偵の役を果していた浅原丈助(後の三等巡査)を、一党の者が殺害せんとしたことなど、他の史料にはみられない風聞を伝えたものもある。

(1) 拙稿「跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料(明治十年)」・本誌第五六卷十号・三八頁以下。

(2) 判決の内容は、跡部は国事犯として禁獄二百日、土岐良助以下十八名は禁獄三十日、佐藤清初は禁獄十日。しかし、未決拘禁日数が主刑に通算されたため、跡部は禁獄七十日を申渡され、その他は、全て宣告直後に釈放された(明治十年七月二十八日・北斗新聞。「新聞記事に見る青森県日記百年史」(東興日報社版・昭和五十三年・六九頁)。当時、裁判結審後、判決言渡までの期間が三十日を越えた場合は、その期間から三十日を除いた日数を本刑に算入する制であつた(明治七年五月二十七日・太政官布告第五十七号「滞獄罪囚減役例図」)。

なお、現在の青森地方検察庁弘前支部には、判決原本は残っていない。終戦後の火災で消失した由である。

(3) 拙稿・前掲関係史料・本誌第五十六卷十号・三九頁以下参照。

(4)(5) 拙稿・前掲関係史料・本誌第五十六卷十号・四一頁。

(6) 佐々木政五郎は、佐々木谷蔵の二男であるから無禄の筈である。福

続・跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料(明治十年)

川鉄三郎の関連記事がない理由はわからない。

(7) 拙稿・前掲関係史料・本誌第五十六卷十号・四二頁。

* * *

一 「秋田県士族跡部達蔵以下犯罪処断ノ儀伺」(明治十年六月、公文録「司法省之部」からの抄録)

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡

榎山本町下町五百五十番地

曹洞宗 士族 跡部 達蔵

明治十年四月

二十六年七ヶ月

一 自分儀家録三十五石拜載家跡相統致居弟勇蔵ハ二十歳現今陸軍教導団生徒ニテ出兵致シ祖母フサ七十四歳母ムラ五十歳妹ナヨ十三歳妻ラミ二十五歳長女トモ五歳罷成同居致居候事(以下略)
〔手塚註〕 この文書では、跡部はその家禄を「三十五石」と述べているが、別の史料では跡部の父または祖父と思われる重太郎の家禄は「七十一石」となっている(「藩士分限禄取扶持方各郷士給禄名調」・「秋田沿革史大成」下巻・明治三十一年・附録・七二二頁)。このく、い、違、いの理由はわからない。

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡

榎山医主院前町九百五十番地

浄土宗 士族 佐藤 大助

六九 (二〇四一)

明治十年四月

二十六年三ヶ月

秋田県第一大区三小区羽後国川辺郡百三

段新屋村番外四番地土族佐々木谷蔵二男

浄土宗

佐々木 政五郎

明治十年四月

二十九年二ヶ月

同県第一大区三小区羽後国秋田郡檀山筑

町千拾九番地

浄土宗

東海林 兵之助

明治十年四月

二十四年四ヶ月

一 自分共義大助へ家禄七石兵之助家禄七石拜戴之処明治八季四月

中奉還何レモ独身ニ有之（以下略）

〔手塚註〕 佐々木については、前にも述べたごとく関連記事なし。

秋田県第一大区三小区羽後国秋田郡川口

下裏町千六百九十三番地

臨濟宗

土族 比 森 左右造

明治十年四月

二十九年

同県第一大区三小区羽後国秋田郡檀山医

王院前町九百六拾一番地土族藤田小左エ

門二男

浄土宗

藤田 小六

明治十年四月

二十三年十一ヶ月

同県同区檀山登町千四百十五番地

曹洞宗

平民 嵯 峨 喜惣治

明治十年四月

二十三年七ヶ月

同県同区檀山末無町番外二十四番地

浄土宗

土族 安 東 忠 吉

明治十年四月

十九年五ヶ月

同県同区檀山筑町千二拾二番地土族

福川金左エ門長男

福川 鉄三郎

明治十年四月

二十五年三ヶ月

同県同区檀山九郎兵衛殿町千八百八十八番

地土族佐藤栄之助長男

禅宗

佐藤 忠 太

明治十年四月

二十年六ヶ月

同県同区檀山末無町九百九十六番地

浄土宗 土族 中島 八五郎

三十六年五月

明治十年四月

同県同区檀山登町千四百十四番地

二十四年四月

禅宗 土族 小泉 清助

同県同区檀山餌町千百三十四番地

明治十年四月

一向宗 土族 服部 春政

二十一年五月

明治十年四月

二十六年八月

同県同区同町千六百七十三番地土族

同県同区檀山筑町千四拾壹番地

浄土宗 坂本 金七

一向宗 土族 福川 軍平

明治十年四月

明治十年四月

二十二年五月

二十八年

同県同区同町千三拾七番地

浄土宗 土族 安藤 準之助

明治十年四月

二十四年十月

同県同区檀山三枚橋千百番地

日蓮宗 土族 手島 小太郎

明治十年四月

二十四年三月

同県同区檀山末無町番外二十三番地

土族土岐文藏隠居

一向宗 平民 土岐 良助

明治十年四月

秋田県第一大区二小区羽後國秋田郡

〔手塚註〕 福川鉄三郎については、前にも述べたごとく関連記事なし。

浄土宗 士族 戸島 勘七

明治十年四月

三十八年二ヶ月

一 自分儀家禄七石拜戴罷在如明治八年中奉還仕家内三人暮ニ有之
（以下略）

秋田県第一大区二小区羽後国秋田郡檜山

末無町九百八十七番地高橋団蔵同居

禅宗 士族 佐藤 清 初

明治十年四月

二十七年二月

一 自分義家禄七石拜戴家内二人暮ニ有之（以下略）

二 跡部事件を報道した当時の新聞記事

○明治十年四月十二日・読売新聞

秋田県士族跡部辰蔵は十六七人など同志を集めて鹿兒島の賊へ通じやうとしたが取締りが厳重なので迎も事を成しとげないと思ひ県庁へ自首したといふ。

○明治十年四月二十八日・読売新聞

第六百六十六号（前掲四月十二日号——手塚註）に出てある秋田県士族の跡部達蔵が薩州の賊に与そうとしたところを望が叶はずに出

訴した一件につき跡部と同意の者で比森左右造、島勘七ほか十五名も此ほど県庁へ自訴いたしたまた此跡部達蔵は明治三年にも攘夷論にて捕縛になり免されてからも心で不平をならし同志百三人集めて県庁を焼き払ひ其いきほひで西郷の許へ出かける積で有つたといふが馬鹿な事を望むから此通り所詮ねがひを達するわけにはいきません

○明治十年四月十二日・東京日日新聞

九日午后九時五十分発 秋田県士族跡部辰蔵従軍願ひを名とし同志十六七人を募り薩賊に応ぜんとして事就らず県庁の探索厳重なるを知り自首せり委細は後より郵便にて上申す

○明治十年四月二十七日・東京日日新聞

此ごろ秋田よりの来状に県下の士族も一時は二三党に別れ或る一党が従軍を名とし国を脱し窃かに賊軍に應ぜんと謀り所々に集会などする様子の怪しければ県庁にては早くもその挙動を察し巨魁跡部某をはじめ其ほか重立ちたるもの八人ばかり捕縛になりしまでに全く其跡を絶ちたり其のち至つて平穩なり云々。

○明治十年四月十三日・東京曙新聞

秋田県士族跡部辰蔵従軍願を名とし同志十六七人を募り薩賊に応せんとして事成らず県庁の探索厳重なるを知り自首せり委細は跡より郵便にて上申す（去る九日午后九時五十分電報）
〔手塚註〕 この記事の続報は、掲載されなかつたようである。

○明治十年四月十八日・静岡新聞

四月九日午後九時五十分発電報 秋田県士族跡部達三(定主)従軍願ひを名とし同志十六七人を募り薩賊に応ぜんとして事成らず県庁の探索嚴重なるを知り自首せり委細は跡より郵便にて上申すと、

〔手塚註〕 この記事の統報は、掲載されなかつたようである。

○明治十年四月二十八日・横浜毎日新聞

西南追悼(定主)の従軍に事寄せ不軌を謀らんとして事成らず県庁へ自首に及びたる秋田県士族跡部達三の来歴を聞くに明治二年中秋田県士族初岡敬治(愛宕某以下と共に攘夷論主張し不軌を企て斬首せられたるものなるよし)の隠謀に与し発覚して縛に就きたるも漸く明治四年に放免せられ処々に流浪せしが何分方今の御政事が氣に喰はず見るもの毎にいやになり日夜世の形勢を歎息して思ふや癸丑以来開化の説が頻りに行われ自然人心は浮薄に流れ士は節義を失ひ上下一般利の一点にのみ目を注ぐ様になりしは抑も何事ぞ如此にして荏苒歲月を経過せば皇国の安危計るべからずと常に頭痛に疾んで居たりける折柄今般西郷始め桐野篠原の徒西隅に事を挙げ国體を掌握せんとするを聞き是こそ天の幸ひと従軍の願を出し同志を募らば一は官庁及び士民の信仰を得て名正しく一は兵器を得ん事必然ならんと三月十九日同県士族山島久剛(此人は此拳動に關らず)と連署して同志百三名を募りさも忠義らしく征討従軍の願を県庁へ出したり然るに同廿二日の願の趣其筋へ上申の上何分の指揮可及との御指令に相成たる由なるが其後口実を設けて屢々同志を集會し或は暴論を吐

きて同志の深意を験めし或は西郷を賞讃して左袒のものあるや否やを試みたるに随分同腹の連もある様子なれば又々事に托して三月廿五日川辺郡新屋村の桑畑に集り真面目を顯わして申けるは西郷は國家の功臣なれば今度事を拏たるも定めて朝廷の爲めなるべく各位に於ても朝廷の御爲めにさへなる事ならば假令西郷に与するも誰に党するも妨なき次第ならずや御心底は如何と言出したるに□□(不明)各々即答もなく其坐は退きしよしなるが翌廿六日にも又々集會してやはり前説を主張せるに如何なる事なりとも朝廷の御為とさへ有る事なれば死を以て報すべき本志なりと発言せる者ありけるに夫ならば只今銘々契約をなすべしと即座に連判帳を認めて各々血判をさせけるが猶心底の疑敷と思ひしにや跡部は一層激論を發し既に各々血判せる上は是より直ちに手分けして市中を暴動し県庁に押しかけんと威張りけるにいづれも吃驚して面色を失ひブルブル然たる景状なれば所詮頼みにならぬ奴原と察しけるにや直様右の連判帳は焼棄たるよし然るに其後四五日を過ぎ同志の内にて口外せしものと見て誰云ふとなく跡部等の暴挙を謀るの聞へあるよしを風説しければ今は包むに術なしと覚悟せしにや四月五日に左の自首歎願書を県庁へ差出したるよし

自首歎願書

私儀兼而同志ヲ募リ官軍ニ従軍シ御征討ノ役ニ充ラレンコトヲ懇願シ然ルニ此度暗ニ数人ヲ集メ密談致但第一政府ヲ欺キ奉リ殊ニ多人數ヲシテ方向ヲ誤ラシメント致候段重疊恐入候乍併薩ヲ助クルノ意ナシト雖トモ一時名ヲ薩ニ仮リ集會致候段甚恐入申候依

テ自首仕候間何卒御憐恵ヲ以御手輕ノ御取扱被成下度此段奉歎願候以上

第一大区第三小区栖山寺町五百五十一番地 士族

明治十年四月五日 跡部達蔵

秋田県権令石田英吉殿

是を聞より我もく／＼と自首したる其者共は比森左右造、島勘七、
藤田小六、小泉清助、安藤忠吉、東海林兵之助、福川鉄三郎、佐藤
忠吉、中島八五郎、佐藤大助、服部春政、福川軍平、安藤率之助、
手島小太郎、佐々木政五郎（以上士族）、嵯峨喜惣治、土岐良助
（以上平民）の十七名にて孰れも檻倉へ拘留になりし由、仙台新聞
に見へたり。

〔手塚註〕 この記事とほとんど同文のものが、十年四月二十八日・郵便
報知新聞にもみられる。なお、仙台新聞は、明治九年十二月、東北新聞
を改称したものである（松阪隆次郎「宮城県新聞史」・「地方別日本新
聞史」・昭和三十一年・三三頁）。

○明治十年五月十一日・日進新聞

秋田県の士族跡部達蔵の賊連も過る卅日に珠数繫きになりて弘前
裁判処へ送られたりと遐邇新聞。

〔手塚註〕 日進新聞は明治九年八月創刊の岩手県の新聞である（後藤力

「岩手県新聞史」・前掲日本新聞史・二二頁）。また遐邇新聞は明治七年
二月創刊の秋田県の新聞である（鎌田喜市郎「秋田県新聞史」・前掲

書・四一頁）。

七四 (二〇四六)

○明治十年六月十九日・愛知新聞

秋田県跡部達蔵始め先般従軍を願ひ暗に西郷に意を通せんとした
るもの其の陰謀発覚の原由を聞くに同県下上は野と申す処の寺院に
集合ひ多くは家禄奉還の貧窮士族を驅り集め第一県庁を夜襲して公
金を奪ひ夫を路金として何れも出発せんとするの見込み連判既に調
へり然るを該県巡查その集会の椽下に潜伏して其始終を聞く又同意
のものたる浅原某なるものは実は令公の監察にして故らに其列にあ
り密かに其事を通じたることを悟り跡部始め我遠謀破れんことを恐
れ同志一夜其邸を襲ふて切害さんとす幸にして家にあらざるを以て
果さず終に壁に耳あるを如何せん警吏頗る探偵に力を尽し既に捕獲
せんとする際彼等少人数にして拒捕の及はざるを以て自首したる由
今や青森裁判所にありて討問中たりと云ふ此糾問に就て一種無類の
旧事件を引き出せり先年公家受宕侍経国政を一変せんことと謀り連
類秋田県岡敬蔵始め斬首愛宕侍経は割腹中村恕介は生涯鹿兒島へ
預けられ今や西郷に力を尽し此等と連絡の件に溯のぼり糺弾官も意
外の手数を引き出せるよし小人窮すれば此に濫するとは此等の者乎
昔の事まで出放題に吐だして。

（九月三日・稿）